

令和元年度(第4回) 市職員採用候補者登録試験を実施します

人事課 ☎65・1213 ㊟65・1216

受験資格 ▼市内に居住し、または採用後市内に居住可能な人で、左表に該当する人 ▼地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない人 ▼日本国籍を有しない人も受験可能(消防士を除く)

受付期間 1月6日(月)～17日(金)の執務時間中(郵便の場合は1月17日(金)までの消印があるもの)に限り受け付けます)

申込用紙 1月6日(月)から人事課、各支所で交付。また、市HPからもダウンロード可(郵送での請求も受け付けます)

試験 ▼第1次試験 1月26日(日) 8時30分～13時場所:市役所本庁舎 ▼第2次試験 第1次試験合格者に通知

試験区分 左表の通り。いずれか一つのみ受験可能

合格発表 第1次試験 2月上旬(本庁および各支所掲示板に掲示、受験者全員に通知。市HPにも掲載) 問 人事課(〒792-8585新居浜市一宮町一丁目5番1号) <http://www.city.niihama.lg.jp/site/saiyou/> ※詳細は試験要綱(ホームページ閲覧可)を確認してください。

試験区分	学歴および資格・免許	年齢	人員
消防士(上・中級)	日本国籍を有し、救急救命士の資格を持つ人。その他視力・聴力などの資格要件あり	平成6年4月2日以降に生まれた人	若干名
建築技術(職務経験者)	一級建築士の資格を持つ人で、建築工学関係の職務経験が直近6年中3年以上ある人(令和2年3月31日までに3年に達する場合を含む)	昭和55年4月2日以降に生まれた人	若干名
土木技術(職務経験者)	一級土木施工管理技士の資格を有する人で、土木工学関係の職務経験が直近6年中3年以上ある人(令和2年3月31日までに3年に達する場合を含む)	昭和55年4月2日以降に生まれた人	若干名
情報技術(職務経験者)	(独)情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験のうち、応用情報技術者試験以上の試験に合格している人で、プロジェクト・マネジメントの職務経験が通算5年以上ある人(令和2年3月31日までに5年に達する場合を含む)	昭和50年4月2日以降に生まれた人	若干名

人権の窓

人権擁護課 ☎65・1243 ㊟65・1306

毎月11日は「人権のつどい日」です。

新居浜市では毎月11日を「人権のつどい日」と定め、誰でも自由に参加できる講演会などを開催しています。事前の申し込みなど必要ありませんので、気軽に参加ください。

▼1月11日(土)は次の通り行います。
場所 瀬戸会館(瀬戸町7番30号)
時間 10時～11時30分

内容 講座「人権あれこれ」
講師 新居浜市人権啓発指導員

「こんなところに人権が!」

日常生活に人権はあまり関係のないのですか?それとも密接なものでしょうか?

人権は難しいものではありません。しかし、みんなが幸せに快適に暮らすためには必要不可欠なものです。

普段何気なく目にはしていること、耳にしていることの中にも、「なるほど!たしかに人権だ!」

と思えることがたくさんあります。今回の人権のつどい日では、いくつかの例から、日常に潜んでいる人権の話をします。また、昨年夏に作成した「みんなで解消!部落差別!」を上映するとともに、動画に込めた思いなども話します。皆さんの参加をお待ちしています。

【平成27年度募集新居浜市

人権かるた】

①よいところ

すばらしいところ

たくさんあるよ

(大生院中2年)



暖房時の室温は20℃に！

環境保全課 ☎65・1512 FAX65・1255

▼暖房利用によるCO2を削減し、地球温暖化を防止しよう！

環境省では、平成17年度から冬の地球温暖化対策の一つとして、暖房時の室温を20℃で快適に過ごすライフスタイルを推奨する「ウォームビズ」を呼び掛けています。ウォームビズは、暖房に必要な

なエネルギー使用量を減らすことで、発生するCO2を削減し、地球温暖化を防止することが目的です。今までのライフスタイルを少し見直すだけで、無駄なエネルギーを節約できませ、冬も省エネ活動の一環としてウォームビズに取り組んでみませんか？

ウォームビズのポイント

ウォームビズ

「窓やドアなどからあたたかい空気が逃げない工夫」

暖房を効率的に使用し、無駄なエネルギー使用を抑えるには、一度暖めた空気を外に出さないように室内に閉じ込めておくことが重要です。全体の熱の約50%は窓から流出していきます。

「冷えやすい三つの首をしっかり暖める」

首、手首、足首の「三つの首」は、太い血管のある部分であり、そこを重点的に暖めることで体全体が暖まり、冷え性などの改善にも役立ちます。

「階段を使うことで体温上昇」

いつもより多く動くことで体温上昇が図れます。新陳代謝が活発になり、血行も良くなります。寒さを逆に利用して、日頃の運動不足も解消しましょう。

出典：「COOL CHOICE」ウェブサイト

(ウォームビズについて)

(<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/warmbiz/>)

水道管を凍結から守ろう！

水道工務課 ☎65・1332 FAX32・5049

気温が氷点下になると水道管が凍結する恐れがあります。凍結すると管内の水が膨張するため水道管が破裂し、溶けたときに破損箇所から漏水する可能性があります。また、破損による漏水が発生した場合は水道料金だけでなく、修理費も個人負担となります。点検と対策で破裂事故を未然に防ぎましょう！詳細は上下水道局ホームページをご覧ください。



▼凍結・破損しやすい水道管

- ・屋外に露出している管
- ・家の北側にあり、日の当たらないところにある管
- ・風当たりの強い場所にある管
- ・老朽化した管

▼凍結の予防方法

- ・むき出しになっている水道管には市販の保温材や布などを巻き付けましょう。
- ・外気が直接当たらないよう段ボールなどで囲むと効果的です。
- ・外の洗濯水栓はタオルなどで覆いましょう。

- ・長期間不在で水道を使用しない場合は、量水器ボックス内のバルブを閉め、蛇口を開けて水道管内の水抜きをしてください。

▼水道管が凍結した場合

水道管や蛇口が凍ってしまっ

たら自然に溶けるのを待つか、タオルなどを被せてその上からぬるま湯をゆっくりと掛けて溶かしてください。

熱湯を急に掛けたり凍った状態で無理に栓をひねったりするとパッキンや蛇口などを破損するところがあるのでご注意ください。

- ▼凍結などで破損した場合
- ・水道管が破損した場合

量水器ボックス内のバルブを閉めて水道センター(☎32・5900)または市の指定給水装置工事業者へ修理を依頼してください。※修理費用は個人負担となります。

- ・量水器が破損した場合

量水器を交換します。上下水道局お客様センター(☎65・1331)へご連絡ください。

市政 ニュース

QRコード決済「ペイペイ」
の利用が始まりました

財政課

☎ 65・1220
FAX 65・1216

中四国初!
11/20～



市長も実際に支払ってみました。

市とPayPay株式会社は昨年の10月23日に協定を締結し、QRコード決済サービス利用に関する実証実験を開始しました。証明書手数料のペイペイ取り扱いは中四国の自治体で初めての試みとなります。

これにより、11月20日から市の支払窓口の一部でQRコード決済のPayPayが利用できるようになります。

▼詳細は市ホームページからご確認ください。



http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/zaisei/r011120.html

最期まで愛情と責任を持って

環境保全課 ☎ 65・1512 FAX 65・1255

ペットは私たちに癒やしを与えてくれる存在ですが、飼い始めたから食事や体調管理、フンの後始末など周囲の人々に迷惑を掛けないようにする「飼い主の責任」が生じます。

ペットを飼う前に、十分に世話をしてあげられるか、最期まできちんと飼ってあげられるかをよく検討し、飼い始めたなら周辺環境に配慮し、最期まで愛情をもって接してください。

▼飼わないことも一つの愛情

衝動的にならずに、飼う前に一度、最期まで世話をすることができると考えてみましょう。

例えば、飼い主が18歳で犬(平均寿命14〜17年)を飼い始めたとする32〜35歳ぐらいまで犬は生きることになります。その間にも、大きなライフスタイルの変化、人生の転機が訪れ、餌や病院代などの金銭的負担も生じます。もし、最期まで世話をすることが難しいと思うのなら「飼わない」と判断することも動物愛護の一つのあり方です。

▼一匹一匹に愛情を

一匹一匹に十分な世話や愛情を与えてあげることができない頭数までペットを増やし過ぎて

▼愛護動物の遺棄は犯罪です!
愛護動物(犬・猫・鳥類・爬虫類など)を捨てた場合、百万円以下の罰金が科せられます。

「飼う」ということは命を預かるということです。生き物なので必ずしも飼い主の思い通りにならないこともあります。最期まで愛情と責任を持って飼ってあげてください。

どうしても、ペットを飼い続けることが難しくなった場合には、飼い主の責任で必ず新しい飼い主を探すように努めてください。

しまうと、人間・動物も結果的に不幸になってしまうケースがあります。自身が周囲の人たちやペットに対して、責任をもって飼える頭数をよく考え、それ以上の頭数まで増やす予定がない場合は避妊去勢手術などの繁殖制限を検討しましょう。

▼迷子にさせない!

定期的に首輪や鎖などが壊れていないか点検を行うなど、ペットを迷子にさせないように日頃から対策を検討しましょう。また、万が一いなくなってしまう場合、マイクログリップなどの所有者明示をしつかり行うようにしましょう。

新しい飼い主を探す方法の一例として

- ①知人・親戚などに確認する。
- ②インターネットなどを活用する。
- ③ポスターなどを自身で作成し、スーパーや動物病院などに張ってもらう。などの方法があるワン!

※動物に埋め込むマイクロチップは、アンテナとICを内蔵している「電子タグ」で、「リーダー」と呼ばれる専用の読取機を使ってデータを読み取ることができます。耐久年数は30年程度で、作動に電池は不要です。一度埋め込むと半永久的に使用できます。

